

(2024 年度 第 06 回) さくら山王自治会 班長会議事録

開催日時：2024 年 9 月 21 日 15:30~16:40

場所：山王集会所

参加：51 名 欠席：2 名

【総務部挨拶】

ただいまから班長会議を開催いたします。今回 53 名のところ、51 名参加 2 名欠席です。4 分の 3 を上回っておりますので、今回の決議は有効となります。この後は会長の方で、議事進行させていただきますので、会長よろしくお願いいたします。

1. 会長案件

1.1 敬愛短大裏側の道について

《報告》

- ・敬愛短大の裏側の道が通行止めになっている。市役所の道路管理課が、地権者と修復関係の調整をしている。復旧時期は未定。復旧に関する連絡は、道路維持課を通じて自治会へ行われる予定。

1.2 防災備品助成金申請について

《報告》

- ・千葉県防災備品助成金申請を実施。1 団体のみへの支給であるため抽選となった。我々含め 6 団体が応募した。抽選の結果、助成金は得られなかった。

1.3 敬愛短大解体について

《報告》

- ・敬愛短大の建物解体から廃棄物の搬出、その後の宅地造成という手順で進行する予定。
- ・市役所として、工事業者が地域住民や自治会への説明会を開くルールや義務は存在しないが、敬愛短大周辺には小学校、中学校、福祉施設（愛光）などがあり、周辺への影響が懸念される。そのため、自治会として市役所に対し、工事に関わる説明会を業者に開催するように要請をしている。
- ・住民から安全に関する懸念が出た場合には、会長へ直接連絡し、会長が必要に応じて市役所の担当課に対応を求める方針。

1.4 街路樹剪定について

《報告》

- ・市役所からの具体的な剪定期期の連絡はまだ来ていないが、今期中に剪定が行われる見込み。
- ・市役所の予算による剪定は今後、期間が延びる可能性がある。
- ・街路樹は成長が早いため、地域の環境維持のために街路樹の扱いについて自治会で議論する必要がある。街灯や道路標識付近の木など、特定の場所のみを対象に安全性を高める目的で伐採を行う案もある。
- ・市役所の基本的な方針は伐採であるが、すべてを切ってしまうと地域の環境に影響があるため、環境維持を考慮しながら議論を行う方針
- ・剪定に対しては問題ないが、伐採に関しては住民の反対意見が予想される。合意形成を行いながら

ら地域全体で方針を決定していくことが必要である。

1.5 集会所使用規約について

《報告》

- ・集会所の使用規約について、役員会で細部を議論し、10月1日に新規約を施行することが決定。
- ・予約システムをオンラインに移行し、それに伴う使用手順を改定。
- ・飲酒を伴う活動は原則禁止。ただし、慰労会や忘年会などの特別な場合には飲酒を認める。
- ・オートロックに移行するため、現行の鍵から暗証番号による出入りへと変更の検討をしている。
- ・集会場使用時に書類作成が必要だった手順を整理し、新たに「点検票」を設置。利用後には点検票を使って問題がないかをチェックすることが必須となる。
- ・ゴミの取り扱いについても、出したゴミは各自持ち帰るルールを徹底。印刷機近くのゴミ箱は印刷関係のゴミ専用であることに注意願いたい。
- ・団体届の書式見直しと、臨時で使用する臨時利用届に関する手続きの見直しを行っている。
- ・予約画面の「姓」欄には、部署名を記入し、「名」のところに申請者の名前を記入し、メールアドレスも入力すること。
- ・自治会活動に関する利用は無償であるが、システム上に表示される金額については無視して良い。

1.6 赤い羽根募金活動について

■赤い羽募金の現状と活動停止の提案

以下のような現状があり、自治会で赤い羽根募金活動をするのを辞める提案をしたい。募金をやめるのは簡単で、社協に連絡して活動から撤退するだけである。皆さんの意見を聞きたい。

・班長の負担軽減

班長が各家庭を訪ね、募金をお願いし、領収書を発行するなどの手間がかかっている。会費徴収以外に班長が金銭を扱う手間を減らしたい。

・法律的な問題

自治会が募金活動に関与することには法律的な制約があり、例えば強制的な形で募金を集めることは違法となる可能性がある

・多様な募金手段の存在

今はオンラインなど様々な募金方法があるため、必ずしも自治会が直接行う必要はない。

・強制的の懸念

自治会が行うことで住民に強制的に感じられ、自由意志を損ねる可能性がある。

■赤い羽根募金活動に対する意見

・他の募金との整合性はどうか。例えば、福祉的な事業で、何か自治会が募金活動みたいなもので、協力している他の事業はあるか？

⇒基本はボランティアであり、募金は任意である。募金活動をやる、やらないは我々が決めればよい。やめられない理由もなく、続ける理由もない。また、自治会での募金活動では、もう終わってしまった佐倉市の厚生事業に対する募金である「愛の募金活動」がある。今回の赤い羽根募金は、全国的な募金活動であり、集まった募金の7割が佐倉市の社会福祉協議会

に入り、残り 3 割が千葉県全体の事業に入る。これら募金活動と並行して、社会福祉協議会へ 20 万円、日本赤十字へ 20 万円を自治会から提供している。すでに協力しているため、赤い羽根募金については負担軽減の観点から検討が必要と考えている。

・労力の軽減については賛成であり、任意の募金形式で自治会としての協力を続けることを希望。ただし根拠はなく、善意の活動として継続することが望ましい

・社協、日赤とはいいい意味でつながっている部分もある。善意の事業に対し、自分で切ってしまうことに心苦しい思いがある。全体を考えて判断すべきと思う。

⇒赤い羽募金への協力を続けている自治体がどの程度あるかは不明で、全ての自治体が参加しているわけではない可能性がある。社会活動としての協力は重要だが、参加の可否は再考する余地がある。

・会費や赤い羽募金など、個別訪問による金銭の収集が負担になっている。特に訪問時に不在の場合、何度も再訪する必要がある大変である。

・募金活動について、個別訪問を避けたい。「愛の募金」のように袋を回す形や、集会所に募金箱を設置するなどの方法はどうか。

⇒自治会会費のオンラインでの徴収について前回の会議でも議論されたが、現時点では手間の部分もあり見送られている。募金方法の代替案として、募金を会費とセットで行う方法、あるいは回覧板と一緒に募金袋を回す方法などが考えられる。

・「赤い羽根募金」は佐倉市として実施して欲しいとの要望があったのか。

⇒赤い羽募金は佐倉市ではなく「共同募金会」が行っているもので、市自体は関与していない。募金の 7 割は佐倉市の社会福祉協議会（社協）の活動に使われ、3 割が千葉県の社会福祉協議会に回る。佐倉市は赤い羽募金の目標金額を 1,200 万円としており、募金を推進しているという背景も考えられる。

・「赤い羽根募金」の活動趣旨からは、市役所、もしくは国の社会福祉で進めるべきで、自治会として募金活動を残す必要がないと思う。

・募金活動をするのであれば、募金の個別訪問は大変であるため、回覧板に募金袋を付けて回収する方法など負担の少ない方法をお願いしたい。

・赤い羽募金のホームページでは、ネットでの寄付が可能であり、班長が訪問するのではなく、各個人が自由に寄付できるように回覧で情報を提供する方が良い。

⇒オンライン寄付などの選択肢が増えているため、自治会が募金活動に関わる必要性が薄れている。回覧板を通じて情報提供する方針としたい。

■赤い羽根募金活動 継続可否の採決

・赤い羽根募金活動を「続ける」、もしくは「辞める」のどちらかに挙手をお願いする。

⇒「辞める」に対する賛成多数により、「赤い羽根募金活動を終了する」方向で合意を得た。会長から募金協会へ連絡をし、次月の回覧資料に募金協会の会報誌と「募金活動終了のお知らせ」を福祉部と共同で進める。

1.7 山王地区計画について

《報告》

- ・地区計画による建築制限により、店舗跡地に一般住宅を建てることができなくなり、条件付きの土地として固定され、土地の売買ができず有効に活用できていない状況。
- ・規制対象には集会所や隣の銀行も含まれており、これらの場所にも一般住宅を建てられない状況。地域の環境を守るために、この規制をどう扱うかについて議論を始める必要がある。
- ・建築制限を解除するためには都市計画の変更手続きが必要であり、自治会が主導して再度の手続きを行い、市役所に変更の届けを出す必要がある。
- ・変更には市役所の手順に従い、所有者の 3 分の 2 以上の同意が必要である。当時の資料では 1355 区画あり、これの「3 分の 2 以上の所有者の同意」と「3 分の 2 以上の面積」の二つの条件を満たす必要がある。その同意が得られれば、市長の決裁を経て制限を外すことが可能。
- ・建築制限を解除するには、作業部会を立ち上げて、地域住民との合意形成を図り、市役所と連携しながら進める必要がある。
- ・配付資料には QR コードが付いており、佐倉市役所の山王地区計画書の情報が閲覧可能。次回の班長会で議論を始めるために、各自で内容を確認し、考えておいていただきたい。

2. 各部報告

2.1 環境部

《報告》

- ・敬愛短大裏の道の清掃担当班の変更がある。敬愛短大裏の道を担当していた班（1 班、2 班、3 班、4 班、24 班など）は、上の谷公園、高田公園の公園清掃に振り分けている。この公園は他の公園に比べて倍の広さがあるため、そこに振り分けている。
- ・10 月 6 日と 12 月 1 日に全戸一斉清掃を予定しており、本日配布した資料の体制で実施する。環境部からの資料は変更内容を含んでいるため、参加者はよく読むようにお願いしたい。

《質疑応答》

- ・上の谷公園、高田公園を掃除する班が増えたが、道具類は増やすのか？
⇒竹箒を 6 本から 10 本に増やすなど 3~4 割増やす予定。
- ・道具類が増えているのだが、掃除場所を変更になったグループの用具責任者が増えた分を運んでもらえることはできるのか？
⇒道具類を分けて管理すると、環境部でのチェックが煩雑になるため、用具責任者と実施責任者で対応していただきたい。
- ・道具のことは別にして考えると、一つのエリアで一つのリーダーという捉え方をすると、合理的ではある。
- ・もともと割り振られていた用具責任者が運ぶのがよいのでは。
⇒環境部にて掃除場所を変更になったグループの用具を運ぶようにする。
- ・環境部が大変になるため、前回予定されていた用具係にお願いするのがよいのでは。
⇒全戸一斉清掃まで日数がなく、説明資料を用意していない。環境部にて新たに移動される方の用具は運ぶ段取りをする。
- ・役員会でも説明したが、27 班は山王公園と竹やぶ間の道を清掃します。
⇒班全員での清掃は避けていただきたい。参加する人数を事前に連絡をお願いしたい。
- ・長作台公園の実施責任者と集会所周辺の用具責任者が 44 班の梅田さんになっている

⇒誤記である。正しくは、長作台公園の実施責任者は 45 班の松浦さん、集会所周辺の用具責任者は梅田さんとなる。

- ・ 20 班の清掃場所が集会所周辺となっている。いつもは集会所内だが集会所内でよいのか。
⇒集会所内をお願いしたい。
- ・ 29 班は今まで通号止めのところを掃除していた。入口から通行止めの間はどうするのか。
⇒入口から通行止めになっているので、掃除しなくてもよい。
- ・ 道路掃除を担当していた班が公園担当になり、掃除道具が変更になるのか。
⇒道具に変更はない。数が増えるだけ。公園清掃は草取りがメイン。使いたい道具が足りない場合は、個人が自分の道具を持ってくるが、環境部でも満足できるような数は揃えたい。

2.2 行事部

《報告》

夏祭りの決算報告は次回を予定している。

《依頼》

- ・ 書類は出来上がった時点で、会長と監事に送付すること。
- ・ 監事は会計監査を実施すること。
- ・ 会計部は平行して会計監査の部分は平行して受けて欲しい。
- ・ できれば次回の集会で決算報告をしていただきたい。
- ・ 会長にて市役所に決算報告資料を提出する予定。

2.3 防犯部

《報告》

- ・ 防犯カメラは 2017 年に導入された。現在 2 台が故障している。これらのカメラは、保育園近くの十字路と動物病院のところに設置されたものであり、地域の安全管理において重要な位置に設置されていた。
- ・ 故障したカメラは、これらは最初に導入されたカメラである。耐用年数は 5～6 年と言われており、故障したカメラはこの期間を過ぎたものであり、金額を考慮しながら順次置き換えていく方針。
- ・ 現在、アルソックとは異なる業者と話し合いを進めており、故障した 2 台について取り替える方向で調整中。
- ・ 今後も時間が経つにつれて他のカメラも故障する可能性が高いため、維持管理についての方針を検討する必要がある。

2.4 防災部

《報告》

- ・ 防災訓練は 11 月 9 日に実施予定。
- チラシを印刷し、次回の班長会で班長に配布し、その後地域住民に全戸配布してもらう計画。
- ・ 次回の役員会で、防災訓練に伴う役員への協力依頼について、防災部長から説明がある予定。
- 当日の具体的な訓練の進行については、次回の役員会で話し合われる。
- ・ 班長にも防災訓練への参加を求めており、11 月 9 日の午前中の予定を確保していただきたい。
 - ・ 訓練当日は消防車も参加する予定。

2.5 福祉部

《報告》

- ・ 11 月に「0 円バザー」を開催予定。
- ・ 家庭に余っているものや使用しないものを持ち寄り、地域住民が無償で譲り合うイベント。
- ・ 出店者を増やすため、班長に協力を依頼したい。各家庭で余っているものがあれば、0 円バザーに出品をお願いしたい。
- ・ 出店の申し込みは前回全戸配布されたチラシに記載された QR コードから行う。
- ・ バザーに加えて、飲食関係のお店も未来プロジェクトの委員会で調整中。
- ・ イベント全体を一つの集まりとして企画しており、出店者の確保を 1 ヶ月以内に進めたい。

2.3 総務部

《報告》

■会員 非会員の状況調査結果について

- ・ 前回の調査では、会員数は 973 世帯、非会員数は 163 世帯だったが、今回の調査では会員数が 967 世帯に減少し、非会員数が 200 世帯に増加した。この増加の理由は、空き家や空き地が減り、住人数が増えたものの、非会員のままであることや、退会情報が伝達されていなかったことがあげられる。

■AED の再設置:

- ・ 新しい AED が 9 月 9 日に玄関受付の棚に設置した。当初、外に設置する案であったが、業者からのアドバイスにより、環境による故障のリスクを避けるため、屋内に設置することにした。今後引き続き、玄関受付の棚に置く予定。また、AED 設置のステッカーも貼っている。

■集会所周辺の草刈り、伐採について

- ・ 集会所周辺の剪定作業が 9 月 28 日（土）に予定されており、当日、駐車場の使用は禁止。その旨は利用団体に説明し、玄関に注意書きも掲示する予定。午前 8 時から 15 時までを予定している。

■回覧物

- ・ 回覧板を入れる雨よけのカバーが破損してしまった場合は申し出ていただきたい。5 枚あるため、足りなければ用意する。

以上。

【次回開催予定】

役員会開催予定	10 月 19 日	13:00~15:00
班長会開催予定	10 月 19 日	15:30~16:30

※回覧資料を入れる封筒とクリップは使いましをするので次回もってくること。